

長崎市告示第615号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項、第82条第2項及び第115条の5第2項の規定により指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者から廃止の届出があったので、同法第78条第2号、第85条第2号及び第115条の10第2号の規定により次のとおり告示する。

令和8年10月22日

長崎市長 鈴木 史 朗

1 事業者の名称

社会医療法人 春回会

2 廃止年月日

令和8年9月30日

3 事業所の名称等

	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類
1	ヘルパーステーション めざめ	長崎市葉山1丁目28番15号 S & B葉山ショッピングプラザビル5階	訪問介護
2	訪問看護ステーション ひまわり	長崎市葉山1丁目28番15号 S & B葉山ショッピングプラザビル5階	訪問看護・介護予 防訪問看護
3	ケアプランセンター ひまわり	長崎市葉山1丁目28番15号 S & B葉山ショッピングプラザビル5階	居宅介護支援